

道路の占用について

道路はみんなのものです

問合せ 土木港湾課管理係 ☎(95)9901

道路は、一般の自由な通行を本来の目的とするものですが、通行の用以外にもライフラインとなる上下水道管、ガス管、電柱および電線などの施設を道路の地上、地下または上空に継続的に設置する占用という行為があります。

道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要になります。

市が道路法に基づき管理する道路を占用する場合は、市道の管理者である市長の許可を受ける必要があります。例えば、上下水道管、ガス管、電柱などの設置、工事用の足場や仮囲いなども対象となりますので、道路占用の申請を行い、許可を受けてください。

道路占用の申請書類は、市ホームページから入手できます。なお、占用に際しては「碧南市道路占用料条例」に基づいた占用料を徴収します。

納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係 ☎(95)9876

7月1日(月)は市県民税(普通徴収)第1期の納期限です。納付場所は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアなどです。納付書を紛失した場合は税務課窓口で再発行します。

納税のこよみ

納期限	税金の種類
7月1日(月)	市県民税(普通徴収)第1期
7月31日(水)	固定資産税・都市計画税第2期 国民健康保険税第1期
9月2日(月)	市県民税(普通徴収)第2期 国民健康保険税第2期
9月30日(月)	国民健康保険税第3期
10月31日(木)	市県民税(普通徴収)第3期 国民健康保険税第4期
12月2日(月)	国民健康保険税第5期
12月25日(水)	固定資産税・都市計画税第3期 国民健康保険税第6期
令和2年 1月31日(金)	市県民税(普通徴収)第4期 国民健康保険税第7期
3月2日(月)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期

市県民税の減免

次の条件に該当する人は平成31年度の市県民税が減免になります。手続きの際には、印鑑と必要書類をお持ちください。

①平成31年1月1日以降に死亡した納税義務者のうち30年間の合計所得金額が500万円以下の人(市県民税全額減免)

②令和元年中の所得が平成30年中の所得より著しく減り生活が困難になった人(市県民税所得割額の2分の1減免)

対象 平成30年中における合計所得金額が500万円以下で同一生計配偶者または扶養親族がいる人で、令和元年中の合計所得金額見込みが平成30年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる次に掲げる人

- ・ 負傷、疾病により長期間(90日以上)働けない状態の人
- ・ 失業した人(定年や自己の都合による退職は該当しない)
- ・ 倒産した人

問合せ 税務課市民税係 ☎(95)9878

必要書類 ①医師の診断書②雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書(住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載)、解雇・雇止通知書など③倒産の分かる書類など

③平成30年12月31日時点で、勤労学生で次に該当する人(市県民税全額減免)

対象 自己の勤労に基づく給与所得などがあり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下
※勤労学生の対象となる学校についてはお問い合わせください。

必要書類 平成30年12月31日時点で学生であることを証明する書類

ご注意

減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限りです。すでに納期限が到来したもののや納付したものは、減免の対象となりませんので、該当する人は、納期限前かつ納付前までに必ず申請をお願いします。